

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（案）新旧対照表
（傍線部分は改正部分）

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

改正案	現行
<p>薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令</p> <p>（指定薬物）</p> <p>第一条 薬事法（以下「法」という。）第二条第十四項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 四―アセトキシ―N・N―ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類</p> <p>八 一―（四―イソプロピルスルファニル―二・五―ジメトキシフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類</p> <p>九 N―イソプロピル―N―メチルトリプタミン及びその塩類</p> <p>十～十五（略）</p> <p>十六 一―（四―エチルスルファニル―二・五―ジメトキシフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類</p> <p>十七 N―エチル―N―「二―（五―メトキシ―H―インドール―三―イル）エチル」プロパン―一―アミン及びその塩類</p> <p>十八 二―（四―クロロ―二・五―ジメトキシフェニル）エタンアミン及びその塩類</p> <p>十九～三十四（略）</p> <p>三十五 一―（四―フルオロフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類</p> <p>三十六 一―（三―フルオロフェニル）―二―（メチルアミノ）プロパン―一―オン及びその塩類</p> <p>三十七 一―（二―フルオロフェニル）―N―メチルプロパン―二―ア</p>	<p>薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令</p> <p>（指定薬物）</p> <p>第一条 薬事法（以下「法」という。）第二条第十四項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 四―アセトキシ―N・N―ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類</p> <p>（新設）</p> <p>八 N―イソプロピル―N―メチルトリプタミン及びその塩類</p> <p>九～十四（略）</p> <p>十五 一―（四―エチルスルファニル―二・五―ジメトキシフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類</p> <p>（新設）</p> <p>十六 二―（四―クロロ―二・五―ジメトキシフェニル）エタンアミン及びその塩類</p> <p>十七～三十二（略）</p> <p>三十三 一―（四―フルオロフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類</p> <p>（新設）</p> <p>三十四 一―（二―フルオロフェニル）―N―メチルプロパン―二―ア</p>

ミン及びその塩類
 三十八〜四十 (略)
 四十一 二―メチルアミノ―(三・四―メチレンジオキシフェニル)ブタン―オン及びその塩類
 四十二 (四―メチルナフタレン―イル) (一―ペンチル―H―インドール―三―イル)メタノン及びその塩類
 四十三 二―(二―メチルフェニル)―(一―ペンチル―H―インドール―三―イル)エタン―オン及びその塩類
 四十四 (二―メチル―H―プロピル―H―インドール―三―イル) (ナフタレン―イル)メタノン及びその塩類
 四十五 N―メチル―四―(三・四―メチレンジオキシフェニル)ブタン―二―アミン及びその塩類
 四十六〜五十 (略)
 五十一 五―メトキシ―N・N―ジメチルトリプタミン及びその塩類
 五十二 一―(四―メトキシナフタレン―イル) (一―ペンチル―H―インドール―三―イル)メタノン及びその塩類
 五十三 一―(四―メトキシフェニル)ピペラジン及びその塩類
 五十四 二―(二―メトキシフェニル)―(一―ペンチル―H―インドール―三―イル)エタノン及びその塩類
 五十五 一―(四―メトキシフェニル)―二―(メチルアミノ)プロパン―オン及びその塩類
 五十六 一―(四―メトキシフェニル)―N―メチルプロパン―二―アミン及びその塩類
 五十七 一―(二―メトキシ―四・五―メチレンジオキシフェニル)プロパン―二―アミン及びその塩類
 五十八 「二―(二―モルフオリノエチル)―H―インドール―三―イル」(ナフタレン―イル)メタノン及びその塩類
 五十九 一―(四―ヨード―二・五―ジメトキシフェニル)プロパン―二―アミン及びその塩類
 六十 (略)

ミン及びその塩類
 三十五〜三十七 (略)
 三十八 二―メチルアミノ―(三・四―メチレンジオキシフェニル)ブタン―オン及びその塩類
 (新設)
 (新設)
 (新設)
 三十九 N―メチル―四―(三・四―メチレンジオキシフェニル)ブタン―二―アミン及びその塩類
 四十〜四十四 (略)
 四十五 五―メトキシ―N・N―ジメチルトリプタミン及びその塩類
 (新設)
 四十六 一―(四―メトキシフェニル)ピペラジン及びその塩類
 四十七 二―(二―メトキシフェニル)―(一―ペンチル―H―インドール―三―イル)エタノン及びその塩類
 (新設)
 四十八 一―(四―メトキシフェニル)―N―メチルプロパン―二―アミン及びその塩類
 四十九 一―(二―メトキシ―四・五―メチレンジオキシフェニル)プロパン―二―アミン及びその塩類
 (新設)
 五十 一―(四―ヨード―二・五―ジメトキシフェニル)プロパン―二―アミン及びその塩類
 五十一 (略)